

A34 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができます。なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であるため認められません。

【解説】

附帯業務は医療法第42条各号に定められています。

1. 医療関係者の養成又は再教育

(注) 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはなりません。

2. 医学又は歯学に関する研究所の設置

3. 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営することをいいます。

4. 疾病予防運動施設の設置

疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものであることが要件となります。

5. 疾病予防温泉利用施設の設置

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものが要件となります。

6. 保健衛生に関する業務

保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務をいいます。

(1) 薬局

(2) 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。)

(3) 衛生検査所(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。)

(4) 介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。)

(5) ホームヘルパー養成研修事業(地方公共団体の指定を受けて実施するもの。)

(6) 難病患者等居宅生活支援事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)

(7) 病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)

(8) 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護等

(9) 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業等

- (10) 助産所(改正法第2条に規定するもの。)
 - (11) 歯科技工所(歯科技工士法に規定するもの。)
 - (12) 福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令に規定するもの。)
 - (13) 介護保険法施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置
 - (14) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成23年法律第32号)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。
 - (15) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(以下「労働者派遣法施行令」という)第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で一定のもの。
 - (16) 障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する障害者就業・生活支援センター
 - (17) 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業
 - (18) 認可外保育施設において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
 - (19) 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの
7. 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
8. 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの)